

## (5) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和5年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例（平成26年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(趣旨)	この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第62条の	(趣旨)	この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第62条の		
第1条	この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第62条の	7、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第1条	この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第62条の	6、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。) 第115条第1項及び第2項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病患者医療法」という。) 第51条の規定に基づき、これらの法律に違反する者に対する過料について定めるものとする。

(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。) 第115条第1項及び第2項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病患者医療法」という。) 第47条の規定に基づき、これらの法律に違反する者に対する過料について定めるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。